

## 第254回 オーナーズセミナー

### 働き方改革 ～労働法改正を踏まえて その②～ 「同一労働同一賃金に向けた法改正と実務」 見直しが必要となるパート、定年再雇用者等の処遇

今春より働き方改革関連法が施行されています。時間外労働の上限規制や、年10日以上の有給休暇の取得の権利がある従業員に対して、会社は最低5日以上の有給休暇を取得させることが義務付けられます。2020年4月（中小企業は2021年4月）からは働き方改革の本命である同一労働同一賃金に関する法改正が順次施行されます。パートや契約社員などのいわゆる非正規従業員の対策の他、定年後の継続雇用者、派遣労働者への影響など、すべての企業において対応が求められます。今回のセミナーでは、改正された内容を中心に今後の対応方法を解説します。

- ・同一労働同一賃金に関する法改正とは
- ・厚生省のガイドライン及び対応マニュアルの内容は？
- ・パート、契約社員、定年再雇用者等の賃金、手当の設定は？
- ・全労働者の人事制度、評価制度、賃金制度の見直しは？



どなたでもご参加頂けます。是非お申込み下さい。

**日時** 令和元年11月13日(水) 午後6時～8時まで

**講師** 特定社会保険労務士 豊嶋 正孝

**場所** マリンゲート塩釜 3階 マリンホール

**料金** お一人様 資料代として 1,000円 (税込)

#### 講師プロフィール

社会保険労務士法人 豊嶋事務所代表  
有限会社人事・労務サポート  
代表取締役 豊嶋 正孝  
・人事・労務管理全般・就業規則  
・社会保険・労働保険・研修、セミナー講師などの  
広範なコンサルティング活動を行っている。



#### ◆ 申し込み・お問い合わせ先 ◆

千葉経営企画株式会社 ☎985-0042 塩釜市玉川1丁目2-40

☎ 022-365-2823 ✉ chiba-kaikai@tkcnf.or.jp

ホームページURL <http://www.chiba-kaikai.co.jp>

PC版



スマホ版



### オーナーズセミナー参加申込書

|      |     |  |  |
|------|-----|--|--|
| 会社名  |     |  |  |
| 住所   |     |  |  |
| 参加者名 | TEL |  |  |
|      | FAX |  |  |

- ご記入頂いた個人情報は、今後セミナー、サービス等のご案内に利用させていただきます。
- 当セミナーでは、勧誘行為は一切行いません。

FAX番号 022-366-3882